

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、隨時監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年7月5日

南三陸町監査委員 横山 孝明
南三陸町監査委員 及川 幸子

（別紙）

1 はじめに

本監査は、町が施工した土木、建築等の工事について、契約事務等の一連の関係事務が、法令等に基づき適正に行われているかどうかを主眼とし、南三陸町監査基準（令和2年監査委員訓令第1号）に準拠し、実施したものである。

2 監査を執行した監査委員

南三陸町監査委員 横山 孝明

南三陸町監査委員 及川 幸子

3 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

4 監査の対象

令和4年度施工工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）に係る書類等

5 監査の評価項目（着眼点）

- (1) 起工から工事完了までの一連の事務処理は、適正に行われているか
- (2) 契約書等関係書類は整備されているか
- (3) 契約の内容は適正か
- (4) 議会の議決を要する契約について、仮契約から本契約までの事務処理は、適正に行われているか
- (5) 変更契約における事務処理は、適正に行われているか

6 監査の実施内容

- (1) 監査の期間 令和5年6月2日（金）～令和5年7月4日（火）
- (2) 監査の方法 令和4年度に施工した工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）のうちから任意に抽出した監査対象工事（別紙）の関係書類の提出を求め、その提出された書類について、一連の事務手続を調査し、必要に応じ関係職員から疑義事項について聴取した。

7 監査の結果

本監査は、町長部局及び教育委員会部局が実施し、令和4年度中に完成した工事（1件100万円以上、繰越工事を含む。）123件のうちから12件を任意に抽出し、実施したものである。

監査の結果、工事の施工に關し必要となる手續及び関係書類の整備については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、書類の一部が適正に保管されていない工事が認められるなど、監査において確認した指摘事項については、その重要度を勘案した上で、必要に応じ、所管する部署の長に対し口頭により伝え、注意を促すとともに、指摘事項に対する対応等について、文書をもって報告するよう求めた。

8 結び

今回の隨時監査（工事関係書類等監査）は、工事の施工に係る事務手續が適正に行われているか、関係書類が整備されているか等を主眼として実施したものである。

監査の結果に記載したとおり、今回監査を行った工事は全体の約10%に過ぎない12件である。にもかかわらず、その全ての工事について何らかの指摘事項があったものであり、監査対象とした工事以外の工事について、指摘事項と同様・類似の「指摘されるべき事項」がないかを調査等されることを切望するとともに、今後、工事関係事務の適正な執行に一層の意を用いられることを期待し、結びとする。

工事関係書類等監査対象工事

NO.	所管課	工事名
1	総務課	消防団拠点施設（大船沢班）整備等工事
2	企画課	令和2年度南三陸町道の駅（伝承施設等）新築工事
3	保健福祉課	令和3年度歌津地区戦没者慰靈碑設置工事
4	環境対策課	衛生センター設備更新等工事
5	農林水産課	令和4年度入谷たら葉沢地区頭首工災害復旧工事
6	商工観光課	令和4年度サンオーレそではま整備工事
7	建設課	令和3年度町道杵沢団地1号線道路災害復旧工事
8		平成29年度ばなな漁港海岸防潮堤災害復旧工事
9		平成29年度水戸辺漁港海岸防潮堤災害復旧等工事
10		令和3年度荒砥防潮堤関連附帯工事
11	上下水道事業所	令和3年度折立地区配水管布設及び既設管撤去工事
12	教育委員会事務局	令和4年度志津川中学校多目的トイレ設置等工事